

注 記

1.引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1)引当金の計上基準

①徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、徴収不能実績等により徴収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

③退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、大学の教職員に係る退職給与引当金については期末要支給額1,090,991,000円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。高等学校以下の教職員に係る退職給与引当金については期末要支給額345,161,000円から兵庫県私学退職金財団より交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2)その他の重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

②預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金及び仮払金に係る収入と支出は相殺して表示している。

③食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示している。

④有形固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省)による耐用年数を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 15年～60年 構築物 10年～30年 機器備品 5年～15年 ソフトウェア 5年 車両 3年～5年

⑤外貨建ての換算基準

外貨建金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

2.重要な会計方針の変更等

(1)改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2)賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に279,044,000円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額として、人件費に803,907,596円を計上している。

この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が18,455,000円減少し、基本金組入前当年度収支差額が297,499,000円減少している。

3.固定資産の減価償却額の累計額の合計額

19,672,771,215 円

4.金銭債権の徴収不能引当金の合計額 1,271,000 円

5.担保に供されている資産の種類及び額 なし

6.翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうこととなる金額 60,641,666 円

7.当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8.セグメント情報

(単位:円)

科目 \ セグメント	大学	中学校・高等学校	学校法人部門	合計
教育活動収入計	5,792,859,251	1,242,269,887	67,156,634	7,102,285,772
教育活動支出計	6,148,121,822	1,238,851,556	224,144,247	7,611,117,625
教育活動収支差額	△ 355,262,571	3,418,331	△ 156,987,613	△ 508,831,853
教育活動外収支差額	679,140,699	192,151,978	0	871,292,677
経常収支差額	323,878,128	195,570,309	△ 156,987,613	362,460,824
特別収支差額	△ 274,627,314	△ 42,006,093	△ 9,629,580	△ 326,262,987
基本金組入前当年度収支差額	49,250,814	153,564,216	△ 166,617,193	36,197,837
基本金組入額合計	0	0	0	0
当年度収支差額	49,250,814	153,564,216	△ 166,617,193	36,197,837

(注1)セグメント情報は拠点区分別の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2)各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学」「中学校・高等学校」「学校法人部門」に区分している。うち、「大学」には甲南女子大学を含んでいる。「中学校・高等学校」には甲南女子中学校、甲南女子高等学校を含んでいる。

(注3)収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9.重要な偶発債務 なし

10.子法人に関する事項 なし

11.学校法人の出資による会社に係る事項 なし

